

山口市新本庁舎立体駐車場設計業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

山口市
令和6年6月

1 プロポーザルの目的

山口市新本庁舎立体駐車場設計業務委託に係る公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）は、本市が計画している新本庁舎立体駐車場の設計をするに当たり、山口市新本庁舎立体駐車場設計業務に係る委託仕様書（別添）の内容を踏まえ、「山口市新本庁舎等基本設計概要版」及び「山口市新本庁舎等実施設計概要版」に示す考え方や、本市の地域特性、周辺環境との調和等を十分に理解した上で、柔軟かつ高度な発想力及び設計能力並びに豊富な経験を有し、実現性が高く優れた設計を行うことのできる事業者を受託候補者として特定することを目的とする。

2 事業の概要

(1) 業務名

山口市新本庁舎立体駐車場設計業務

(2) 業務内容

山口市新本庁舎立体駐車場建設に係る自走式認定駐車場設計業務
（国土交通大臣個別認定取得、建築確認済証取得まで）

詳細は、「山口市新本庁舎新立体駐車場設計業務に係る委託仕様書」のとおり。

(3) 履行期限

契約締結日の翌日から令和7年3月25日（火）

(4) 委託料の上限額

44,000,000 円（個別認定取得、確認済証取得、申請消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 発注者

山口市

3 受託候補者の特定

(1) 選定方式

公募型プロポーザル方式

(2) 審査方法及び選定基準

有識者及び本市職員で構成する「山口市新本庁舎立体駐車場設計業務委託に係る公募型プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）」において、提出された参加資格審査資料、提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者1者及び次点受託候補者1者を選定する。

審査の実施日は、令和6年8月1日（木）を予定しているが、詳細は改めて該当者に通知する。

(3) 受託候補者の特定

評価委員会による評価結果について、本市職員により構成する「山口市新本庁舎立体駐車場設計業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会」の審査を経て、最終的に受

託候補者及び次点受託候補者を特定する。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、単体企業とし次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 共通事項

- ① 山口市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱に規定する建築関係建設コンサルタント業務の建築一般について競争入札参加資格を有していること。(競争入札参加資格を有していない場合は、6月17日(月)までに、建設コンサルタント業務等の入札参加資格審査申請を行うこと。)
- ② 本プロポーザルの告示の日から提案書の提出日までの期間に、山口市工事等請負契約に係る指名停止等の措置要領及び山口市物品売買等及び業務委託契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規程に該当しない者であること。
- ④ 参加表明書の提出の際、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- ⑤ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ⑥ 建築士法第10条第1項の規定による処分を受けている者が所属していないこと。
- ⑦ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)、暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者又はこれらの統制下にある者でないこと。

(2) 企業実績に関する要件

平成26年4月1日以降に、日本国内において、建築基準法(昭和25年法律第201号)第68条の10又は第68条の25(法改正前は第68条の26)に基づき国土交通大臣の認定を取得した自社の自走式駐車場(駐車台数が300台以上)の新築工事の設計及び施工について完成した実績を有すること。

5 参加条件

- (1) 分担業務分野の分類は、「建築(意匠)」、「建築(構造)」、「電気設備」、「機械設備(空調設備・給排水衛生設備・昇降機設備を含む)」に区分し、分野ごとに担当技術者を配置すること。
- (2) 配置予定技術者は、次の要件を満たすこと。

① 管理技術者の資格要件

管理技術者は、(業務を管理し、及び統括する責任者)は、一級建築士(建築士法(昭和25年法律202号)第2条第2項に規定する一級建築士をいう。以下同じ。)とする。

② 担当技術者の資格要件

担当分野の業務を分担する担当技術者は、下記資格要件を有するものとする。

なお、管理技術者は担当技術者を兼ねることができる。

建築(意匠)及び建築(構造)の担当技術者のうちそれぞれ1名以上は、一級建築士、電気設備担当者及び機械設備担当者の担当技術者のうちそれぞれ1名以上は、は設備設計一級建築士又は建築設備士、積算にあたっては(社)日本建築積算協会が付与する建築積算資格者とする。

③ 管理技術者は、応募者の組織に所属しており、直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有していること。

④ 管理技術者の実績に関する要件

平成26年4月1日以降に、日本国内において、建築基準法(昭和25年法律第201号)第68条の10又は第68条の25(法改正前は第68条の26)に基づき国土交通大臣の認定を取得した自走式駐車場(駐車台数が300台以上)の新築工事の設計業務に管理技術者として携わり、本要領の公表日現在において当該設計業務が完了していること

6 参加手続等

(1) 実施要領等の配布

本要領、委託仕様書及び様式等関係資料は、本市公式ウェブサイトからダウンロードすることができる。

(2) スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、下表のとおりとする。

日 程	内 容
令和6年6月4日(火)	実施要領等の公表
令和6年6月4日(火)～ 令和6年6月13日(木)	参加資格に関する質疑の受付期限
令和6年6月17日(月)	参加資格に関する質問書への回答期限〔本市〕
令和6年6月4日(火)～ 令和6年6月19日(水)	参加表明書及び参加資格審査資料の受付期限
令和6年6月24日(月)	参加資格審査結果通知・審査参加要請の送付
令和6年6月28日(金)	提案書に関する質問書の提出期限
令和6年7月2日(火)	提案書に関する質問書への回答期限〔本市〕
令和6年6月24日(月)～	提案書の受付

令和6年7月25日(木)	
令和6年8月1日(木)〔予定〕	選考(プレゼンテーション・ヒアリング)
令和6年8月5日(月)〔予定〕	審査結果の通知・公表
令和6年8月中旬	契約の締結

(3) 参加に関する制限

- ① 各応募者からの応募は1点のみとする。
- ② 一の応募者の協力事務所は、本プロポーザルに応募者として参加することはできない。また、他の応募者の協力事務所になることもできない。
- ③ 提出した参加表明書及び参加資格審査資料及び提案書の差し替え等は認めない。ただし、提出した書類に記載した配置予定技術者が病休、死亡等のやむを得ない理由により変更する場合で、本市の承諾を得た場合は変更が行えるものとする。

(4) 事務局

- ① 担 当：山口市総務部本庁舎整備推進室(渡邊・高橋)
- ② 所在地：〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号
- ③ 電 話：083-934-4151
- ④ e-mail：honchosha@city.yamaguchi.lg.jp

7 参加資格に対する質問書の提出

(1) 提出書類

参加資格に関する質問書(様式1)により作成し、提出すること。

(2) 提出先及び方法

- ① 提出先 事務局
- ② 期 間 本要領公表の日から令和6年6月13日(木)まで
- ③ 方 法 電子メールにより受付ける。電子メール以外での質問は受付けない。

(3) 回 答

質問書への回答は、令和6年6月17日(月)までに、本市公式ウェブサイト随時掲載する。なお、この回答は、本要領の補填、追加、又は修正とみなすこととする。

8 参加表明書及び参加資格審査資料の提出手続き

参加表明書（様式2）及び参加審査資料（様式3～様式7）は、次により提出すること。

（1）提出書類一覧（各1部）

提出書類	様式
参加表明書	様式2
参加資格・業務条件確認資料	様式3
応募者の技術者・資格	様式4
応募者の業務実績	様式5
管理技術者の経歴等	様式6
協力事務所の概要	様式7

（2）参加表明書及び参加資格審査資料の作成要領

- ① 参加資格審査資料は、様式番号順に綴り、クリップ（ダブルクリップ）止めで提出すること。
- ② 契約書や資格の写しなどの添付書類は、該当する様式の次ページに綴ること。
- ③ 各様式に作成要領を記載しているので、その要領を参考に資料を作成すること。

（3）提出先及び方法

- ① 提出先 事務局
- ② 期 限 令和6年6月4日（火）から令和6年6月19日（水）午後5時15分まで
- ③ 提出方法 持参又は郵送にて提出すること。持参の場合は開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。

※ 郵送の場合は必ず配達証明書付きで送付し、期限内必着とすること。

（4）参加資格審査結果等の通知

参加資格要件の確認結果及び審査参加要請は、令和6年6月24日（月）までに、応募者に通知する。

9 提案書に関する質問書の提出

（1）提出書類

提案書に関する質問書（様式8）により作成し、提出すること。

（2）提出先及び方法

- ① 提出先 事務局
- ② 期 間 本要領公表の日から令和6年6月28日（金）
- ③ 方 法 電子メールにより受け付ける。電子メール以外での質問は受け付けない。

(3) 回 答

質問書への回答は、令和6年7月2日(火)までに、本市公式ウェブサイトに随時掲載する。なお、この回答は、本要領の補填、追加、又は修正とみなすこととする。

10 審査資料の提出手続き及び評価

(1) 提出書類及び提出部数

プロポーザル審査の参加要請を受けた応募者は、次により審査資料(様式9-1~様式12及び業務参考見積書・参考工事費見積書)を、「(3) 審査資料の作成要領」に従って作成し、各15部提出すること。

(2) 提出書類一覧(各15部、参考見積書を除く)

提出書類	様式
審査資料表紙	様式9-1
業務実施方針	様式9-2
特定テーマについての技術提案書	様式10~12
参考業務見積書(1部)、参考工事費見積書	任意様式

(3) 審査資料の作成要領

- ① 審査資料は、様式番号順に綴り、通しページを余白下中央に付して、表紙を付した上で、クリップ(ダブルクリップ)止めで提出すること。A3サイズの資料については、片袖折り(Z折り)にして提出すること。
- ② 提案書(様式9-1~様式12)は、山口市新本庁舎立体駐車場設計業務に係る委託仕様書(別添)の内容を踏まえ、「山口市新本庁舎等基本設計概要版」及び「山口市新本庁舎等実施設計概要版」に示す考え方や、本市の地域特性、周辺環境との調和等を十分に理解した上で、次のテーマについて提案すること。

- | |
|--|
| I. 周辺景観と調和した建物デザインの実現に関する提案
II. 平面計画・動線計画・安全性に関する提案
III. 立体駐車場の構造・設備に関する提案 |
|--|

■各テーマの趣旨

- I. 周辺景観と調和した建物デザインの実現に関する提案
 - ・外壁面に重層する緑化と縦ルーバーを設けることで、緑が立体的に連続する広場や亀山(樹木)に溶け込むデザインの実現
- II. 平面計画・動線計画・安全性に関する提案
 - ・効率的な平面計画

- ・安全で使いやすい車両動線
- ・空き区画の視認性・渋滞対策
- ・歩行者の安全性確保・防犯対策

III. 立体駐車場の構造・設備に関する提案

- ・ユニバーサルデザインに対する内容
- ・維持管理に対する内容
- ・駐車場管制設備に対する内容
- ・防犯、安全設備に対する内容
- ・近隣環境（車両騒音等）への配慮に対する内容

- 1) テーマごとに A3 横版片面 1 枚以内に文章で簡潔に記載すること。
- 2) 文字の大きさ、行間などに配慮し、読みやすいものとして作成すること。
- 3) 文字を補完するための写真、イラスト、イメージ図の使用は可能とする。
- 4) 要求した内容以外の書類等については、これを受理しない。
- 5) 受託候補者に特定した応募者の資料（様式 10～様式 12）は、本市公式ウェブページで公表する予定のため、公表できない内容は記載しないこと。
- 6) 参考業務見積書、参考工事見積書は、山口市長宛とし、様式は自由とする。ただし、A4 サイズ 1 枚とし、業務ごとの内訳金額が分かるように記載すること。

（4）提出先及び方法

- ① 提出先 事務局
- ② 期 間 令和 6 年 6 月 24 日（月）から令和 6 年 7 月 25 日（木）午後 5 時 15 分まで
- ③ 提出方法 持参又は郵送にて提出すること。持参の場合は開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに提出すること。
郵送の場合は必ず配達証明書付きで送付し、期限内必着とすること。
また、公開用の資料として様式 10～様式 12 のデータ（MS-Word 又は PDF 形式）を電子メールにて送付すること。

1.1 審査の方法

(1) 企業評価（業務遂行能力）に関する項目

■企業評価基準表

評価項目	評価の着目点		配点
		判断基準	
企業の評価	技術職員数	技術職員数を評価する。	30
	有資格者数	有資格者数を評価する。	
	業務の実績	実績の区分及び件数について評価する。	
配置技術者の技術力	業務の実績	管理技術者の実績の区分、件数、携わった立場について評価する。	30
合 計			60

(2) 提案内容に関する項目

① 評価項目

評価項目は次の「■提案内容評価基準表」のとおりとする。

■提案内容評価基準表

評価項目	評価の着目点		配点
		判断基準	
業務実施方針	業務の実施方針、取組体制等	業務実施方針及び取組体制等について、業務の理解度、的確性(与条件との整合性が取れているか等)、創造性(工学的知見に基づく創造的な提案がなされているか等)及び実現性(提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか、柔軟に対応できる体制となっているか等)を総合的に評価する。	30

技術提案等	特定テーマに対する技術提案 3つの特定テーマについて提案内容的確性、創造性、実現性等を総合的に評価する。 (配点内訳) I. 周辺景観と調和した建物デザインの実現に関する提案 (30) II. 平面計画・動線計画・安全性に関する提案 (30) III. 立体駐車場の構造・設備に関する提案 (30)		90
	取組意欲、計画の理解度	ヒアリング等を踏まえ、取組意欲、計画の理解度、提案価格等を総合的に評価する。	30
合 計			150

② 実施方法

- 1) 審査は非公開で行う。また、審査順については、抽選の上決定する。
- 2) 評価委員は、審査資料の内容や業務の取組方針、設計意欲等について、ヒアリング結果を踏まえ、総合的に評価を行う。
- 3) 審査の出席者は4名以内とし、本業務に配置予定の管理技術者は必ず出席すること。
- 4) 特定テーマの説明、ヒアリングへの回答等については、本業務に配置予定の管理技術者又は建築担当技術者が行うこと。
- 5) 応募者による提出書類の説明（プロジェクター使用等による20分以内のプレゼンテーション）と評価委員会による10分程度のヒアリングを行う。
- 6) プレゼンテーションソフト等を使用したスライド投影により説明するものとする。
- 7) スライド内容は、原則、提案書に記載された文章、写真、イラスト、イメージ図等の範囲内とする。ただし、提案書に記載された内容と同じ趣旨であれば、表現方法の変更や補足説明資料の使用を認める。
- 8) 追加資料の配布、拡大用紙（パネル）や白板の使用は認めない。
- 9) パソコン（パワーポイント等のプレゼンテーションソフト入り）は、応募者が用意すること。
- 10) プロジェクターについては、事務局で用意した機器を使用すること。
- 11) 審査資料等の内容や設計意欲等について総合的に評価を行い、企業評価（業務遂行能力）に関する評価得点と提案内容に関する評価得点の合計点により、受託候補者及び次点受託候補者を選定する。同点の場合は、各評価委員の最高評価点を獲得

した数が多い提案者とし、この場合においても同数となった場合には、評価委員の多数決により選定する。

(3) 結果の公表

審査の結果は、審査を行った応募者に書面で通知するとともに、審査結果及び講評並びに受託候補者に特定した応募者の審査資料のうち様式10～様式12を本市公式ウェブサイトで公表する。

1.2 設計業務委託契約

(1) 契約の締結

- ① 本市は、受託候補者に対して、本業務委託に係る契約締結の交渉を行うものとする。ただし、受託候補者に事故等があり、交渉が不可能になったとき、交渉が不調に終わったとき、又は本業務を委託することが著しく不相当と認められる事態が生じたときは、契約を締結しない。この場合において、本業務の受託準備のために要した費用は補償しない。
- ② ①の場合、本市は、次点受託候補者を交渉の相手方とするものとする。
- ③ 本市は、受託候補者との協議により具体的な業務内容及び契約条件を決定し、随意契約により本業務の委託契約を締結する。

(2) 委託契約

- ① 本業務の委託内容については、締結する委託契約書によるものとする。なお、契約に当たっては、受託候補者から改めて見積書を徴取し、予定価格の範囲内において契約金額を決定する。
- ② 契約締結時まで山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領による指名の停止を受けたときには契約を締結しないものとし、この場合、本市は一切の損害賠償の責を負わない。

1.3 著作権、意匠及び提出図書の取り扱い

(1) 著作権及び意匠

提案書等の中で第三者の著作物を使用(本プロポーザルに関する公表、展示を含む。)する場合は、著作権法に認められた場合を除き、あらかじめ当該第三者の承諾を得ること。第三者の著作物の使用に関する責は、全て応募者に帰属するものとする。

(2) 提出図書の使用

- ① 本市は本プロポーザルに関する公表、展示及びその他本市が必要と認めるときに、受託候補者の提案書等を無償で使用できるものとする。この場合、受託候補者名を明記する。
- ② 提案書等は、受託候補者の特定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。

14 その他

(1) 失格要件

次の要件に一つでも該当するものがある場合には失格とする。

- ① 提出書類が本要領等で示した提出方法又は条件に適合しない場合
- ② 提出期限内に必要な書類の提出がなかった場合
- ③ 提出書類に本要領等で示した表現以外の表現方法が用いられている場合
- ④ 虚偽の内容が記載されている場合
- ⑤ 応募者及びその関係者が、他の応募者へのヒアリングを傍聴した場合
- ⑥ その他、本要領等に違反するなど評価委員会が不適格と認めた場合
- ⑦ 本業務に係る契約締結までの間に指名停止措置を受けた場合、その他参加資格の要件を満たさなくなった場合

(2) その他

- ① 提出書類に記載した配置予定の技術者は、病気、死亡、退職等特別な場合を除き、変更することができない。予定技術者の変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの本市の了解を得なければならない。
- ② 参加表明書の提出後、本プロポーザルを辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を事務局まで速やかに提出すること。なお、辞退した場合でも、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。
- ③ 提出された書類は返却しない。
- ④ 手続において使用する言語及び通貨は、全て日本語及び日本国通貨とする。
- ⑤ 現地見学会は開催しない。個別に現地見学等を行う場合は、来庁者、近隣居住者及び通行人等に迷惑がかからないよう、十分配慮すること。
- ⑥ 本プロポーザルは、応募者の基本的な考え方及び新たな施設の建築に関する能力・技術力を、与えられた条件下における提案を通して総合的に評価するために行うものであり、具体の設計内容を求めるものではない。したがって、本プロポーザルにおける受託候補者の提案内容をそのまま採用するものではない。
- ⑦ 本プロポーザルの参加に係る費用は、全て応募者の負担とする。
- ⑧ 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、山口市情報公開条例で規定する非公開文書に該当すると認められるもの以外は公開するものとする。